

日本語教育推進会議の設置について

令和元年9月13日
関係省庁申合せ
令和5年12月21日
一部改正
令和6年4月26日
一部改正

1. 目的

「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）第27条第1項の規定に基づき、関係行政機関が、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るための相互の調整を行うため、日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2. 組織

(1) 推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

こども家庭庁成育局長
総務省大臣官房総括審議官
出入国在留管理庁次長
外務省大臣官房国際文化交流審議官
文部科学省国際統括官
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省高等教育局長
厚生労働省職業安定局長
経済産業省通商政策局長

(2) 推進会議に議長を置く。議長は、文部科学省総合教育政策局長及び外務省大臣官房国際文化交流審議官を共同議長とする。

(3) 推進会議は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

3. 幹事会

(1) 推進会議を補佐するため、関係課室の課室長等（別紙）を幹事とする幹事会を置く。

(2) 幹事会は必要があると認めるときは、関係者に出席を要請し、意見を聴くことができる。

4. 庶務

推進会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、文部科学省及び外務省において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙)

日本語教育推進会議幹事会

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

総務省自治行政局国際室長

出入国在留管理庁政策課長

外務省大臣官房文化交流・海外広報課長

文部科学省大臣官房国際課長

文部科学省総合教育政策局国際教育課長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

文部科学省総合教育政策局日本語教育課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室長

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

文部科学省高等教育局参事官（国際担当）

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長

厚生労働省人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）

経済産業省貿易経済協力局技術・人材協力課長

経済産業省経済産業政策局産業人材課長